

談合情報対応マニュアル

(情報の確認、調書の作成)

第1条 入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報するものとする。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。
なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会へ通報するものとする。

(報告)

第2条 事務局は、前条により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行わなければならない。
なお、事務局において、新聞等の報道により入札情報に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うものとする。

(委員会の招集及び審議)

第3条 委員会は、前条により事務局からの報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第8条以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

(公正取引委員会への通報)

第4条 委員会の審議を踏まえて第8条以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において逐次公正取引委員会へ通報すること。

(市長への連絡)

第5条 委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに市長へ連絡しなければならない。

(監査事務局への報告)

第6条 談合情報とその対応については、監査事務局へ適宜報告するものとする。

(報道機関との対応)

第7条 談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、総務部長が対応するものとする。また、談合情報については、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにするものとする。

(具体的な対応)

第8条 談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応しなければならない。なお、詳細な手順等は、次条に従うこと。

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合の対応については、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

イ 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うものとする。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、建設工事事務取扱標準様式（平成5年留萌市訓令第5号）の様式第7号その1建設工事競争入札心得（以下「入札心得」という。）第18条を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

（ア）事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。

また、誓約書の写しを、公正取引委員会へ送付するものとする。

（イ）この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請するものとする。

ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応しなければならない。

（ウ）入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックしなければならない。

（エ）工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、ウにより対応するものとする。

（オ）入札終了後に、入札執行記録書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

オ 市長への連絡

アからエまでの対応をとった場合は、各段階において速やかに市長へ連絡しなければならない。

（2）入札執行後に談合情報を把握した場合の対応については、それぞれ次に定めるところによるものとする。なお、入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第3条により判断するものとする。

ア 契約締結以前の場合

（ア）公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札執行記録書の写しを送付するものとする。

（イ）事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

（ウ）談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第18条を適用し、入札を無効とするものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

（エ）談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行ったもの全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。

(オ) 市長への連絡

(ア) から (エ) までの対応をとった場合は、各段階において速やかに市長へ連絡しなければならない。

イ 契約締結後の場合

(ア) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札執行記録書の写しを送付するものとする。

(イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行なうこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断しなければならない。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

(ウ) 市長への連絡

(ア) 及び (イ) の対応をとった場合は、各段階において速やかに市長へ連絡しなければならない。

(個別手続の手順等)

第9条 第8条に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 報告書については、次により行うものとする。

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1号の報告書にまとめなければならない。

(2) 公正取引委員会への通報等については、次により行うものとする。

ア 公正取引委員会への通報等は、総務部長名において行うものとする。

イ 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2号を使用するものとする。

なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

ウ 公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札執行記録書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができるものとする。

(3) 事情聴取の方法等については、次により行うものとする。

ア 事情聴取は、委員会の複数の委員により行わなければならない。

イ 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、一社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うものとする。

ウ 聴取結果については、別記様式第3号により事情聴取書を作成するものとする。

(4) 誓約書の提出等については、次により行うものとする。

ア 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。

イ 「入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げるものとする。

(5) 工事費内訳書のチェックについては、次により行うものとする。

工事費内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、工事費内訳書を入札者に返却した後に開札するものとする。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

(6) 報道機関との対応については、次により行うものとする。

報道機関との対応において、総務部長のみでは十分な対応ができない場合には、その指示により総務部管財課長が併せて対応するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成6年7月5日から実施する。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成14年12月1日から実施する。
- 2 平成14年12月1日から平成15年11月30日までの間は、第8条第1号エ（ア）中「入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。」とあるのは、「入札を無効とする旨の注意を促した後に、複数の業者を追加指名（公募型指名競争入札を含む。）した上で入札を行うものとする。」と読み替えるものとする。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	1 報道機関 2 その他 (役職・氏名等)
受 信 者	
情 報 手 段	1 電話 2 書面 3 面接 4 報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当 該 案 件 の 問 合 せ 先	

別記様式第2号

(記号) 第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局
北海道事務所長 様

留萌市長

談合情報に関連する資料の送付について

当市所管の
を、別添のとおり送付いたします。

工事の入札に係る談合情報に関連する資料

(事項)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札執行記録書 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効、延期、取消し)

事情聴取書

工 事 名 _____

業 者 名 _____

(事情聴取を受けた者) _____

事情聴取者 _____

日 時 _____ 年 月 日 _____ 時 分

場 所 留萌市役所

質 問	聴 取 内 容
<p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（していた）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どの様な内容の打ち合わせ、または話合いでしたか。</p>	

事情聴取項目（参考例）

1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（していた）との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

誓 約 書

年 月 日

(支出負担行為者)

留萌市長

様

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

今般の 工事の競争入札に関し、建設工事競争入札心得第 4 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 建設工事競争入札心得第 4 条

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、留萌市建設工事競争入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
2. 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、留萌市建設工事競争入札心得第 7 条第 9 号により入札は無効とする。